

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	障害児通所給付費等の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大洗町は、障害児通所給付費等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大洗町長

## 公表日

令和7年10月30日

[令和7年5月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児通所給付費等の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法に基づき障害児通所給付費等の支給、障害福祉サービスの提供等の事務を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給申請の受理、支給</li><li>・障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給申請の変更申請の受理、決定</li><li>・高額障害児通所給付費の支給申請の受理、支給</li><li>・障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給申請の受理、支給</li><li>・肢体不自由児通所医療費の支給</li><li>・障害福祉サービスの提供に関する事務</li></ul> <p>&lt;Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務&gt;</p> <p>情報連携のため、本町はPublic Medical Hub (PMH)事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。住民はマイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得、閲覧が可能となる。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害者総合支援システム</li><li>・統合宛名システム</li><li>・中間サーバー・ソフトウェア</li><li>・Public Medical Hub (PMH)</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"><li>・障害者総合支援受給者ファイル</li><li>・宛名情報ファイル</li><li>・住民税ファイル</li><li>・住民記録ファイル</li></ul>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律大27号) 第9条第1項別表の9の項

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[      実施する      ]  ②法令上の根拠	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定  (情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第2条の表の14、15、16の項 (情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第2条の表の14、15、20、80、144、155の項
--------	-----------------------------------	--

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長

#### 6. 他の評価実施機関

--

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	大洗町役場 総務課 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275 029-267-5111
-----	--

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	大洗町役場 福祉課 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275 029-267-5111
-----	--

#### 9. 規則第9条第2項の適用

[      ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---

判断の根拠

人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。  
 ・申請者からのマイナンバー取得を徹底する。  
 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。  
 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれているものは、専用の処分箱への廃棄を徹底する。

## 9. 監査

実施の有無 [ ○ ] 自己点検 [      ] 内部監査 [      ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[      ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[      3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策      ]
<選択肢>	
1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	

当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	---------------------	---

判断の根拠

システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセス可能なIPアドレスを限定し、権限のない者からのアクセスができないよう制御している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

变更箇所